



ちょっと役立つ空き家の
豆知識をお伝えします



空き家と農地について

空き家の相談を伺う中で家の売却と併せて、近くにある田や畑と一緒に手放したいという声をよくお聞きします。特に遠方から通い空き家を管理している人にとって、田畑を管理する負担は相当だと思います。全国的にも人口減少や農家の高齢化、後継者不足などにより遊休農地が増えていることはニュースなどで耳にしたことがあるのではないのでしょうか。

宅地と異なり田や畑などの農地は「農地法」という法律の規制を受けるため、売買で権利を移転させるためには農業委員会の許可が必要です。この許可を受けずに売買契約を結んだとしても、契約自体が無効になってしまうため注意が必要です。

さて、大切な農地を守るため農地を取得できる人には一定の要件が定められています。基本的には、すでにある程度の農地を持ち農業を営んでいる農家の人が許可の対象となります。しかし、遊休農地が次々と発生している状況の中で、農地を耕作し管理する人の間口を広げ増やすことが必要になってきています。

和水町では空き家バンクに登録した空き家に

附属する農地の場合は、農地を持たない人でも空き家と一緒に農地を取得できる仕組みをつくっています。遊休農地の発生防止や新規就農の促進のため、新たに農地を取得した人は、取得してから5年以上はその農地を耕作・管理する必要があります。

空き家の近くに農地を所有、管理されている人は空き家と農地と一緒に空き家バンクに登録することを検討してはいかがでしょうか。登録には条件があるため、詳しい内容は、移住定住支援センターまでお問い合わせください。

移住定住支援センター

☎0968・79・7535

協力隊活動記 Vol.52

こんにちは、地域おこし協力隊の水上和磨です。今月号の空き家バンクを担当しました。関係のある人に何か参考になれば幸いです。4月27日函中央公民館で開かれた区長会に協力隊3人で参加し挨拶を行いました。去年は新型コロナウイルス感染症の影響で区長会での挨拶がありませんでしたので、今回が着任以来初めてで貴重な機会になりました。今後ともどうぞよろしくお願いします。

